

製造業における特定技能外国人材受入れセミナー

製造分野特定技能2号評価試験について ～概要及びよくあるご質問と回答～

2023年11月

製造分野特定技能 1号評価試験の概要

製造分野特定技能1号評価試験の実施概要①

製造分野特定技能1号評価試験の実施概要は、以下の通りです。
本年度より、試験時間が変更となります。

試験区分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3区分（※19の技能から選択。詳細は次項。） 				
試験場所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国内：全国複数会場を実施を予定 ■ 海外：経済産業省が指定する国 				
試験日程	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2023年度の実施日程は、以下の通りです。（最新情報は、ポータルサイトでご確認ください。） <table border="1" data-bbox="493 658 1984 929"> <thead> <tr> <th data-bbox="493 658 1442 725">■ 国内（各ターム10都市で開催予定）</th> <th data-bbox="1442 658 1984 725">■ 海外（以下3か国・各1回）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="493 725 1442 929"> 第1ターム：2023年7月18日（火）～7月31日（月） 第2ターム：2023年11月20日（月）～11月30日（木） 第3ターム：2024年1月下旬～2月上旬（予定） </td> <td data-bbox="1442 725 1984 929"> 2023年11月19日（日） インドネシア、タイ、 フィリピン </td> </tr> </tbody> </table>	■ 国内（各ターム10都市で開催予定）	■ 海外（以下3か国・各1回）	第1ターム：2023年7月18日（火）～7月31日（月） 第2ターム：2023年11月20日（月）～11月30日（木） 第3ターム：2024年1月下旬～2月上旬（予定）	2023年11月19日（日） インドネシア、タイ、 フィリピン
■ 国内（各ターム10都市で開催予定）	■ 海外（以下3か国・各1回）				
第1ターム：2023年7月18日（火）～7月31日（月） 第2ターム：2023年11月20日（月）～11月30日（木） 第3ターム：2024年1月下旬～2月上旬（予定）	2023年11月19日（日） インドネシア、タイ、 フィリピン				
試験時間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学科・実技あわせて80分 ※令和5年度より変更 				
定員	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東京・名古屋・大阪会場400名、地方会場150名程度 				
試験の実施方式	<ul style="list-style-type: none"> ■ ペーパー試験 or CBT試験（学科、実技） 				
合否の基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学科試験：正答率65%以上 ■ 実技試験：正答率60%以上 				



製造分野特定技能1号評価試験の実施概要②

- 本年度の試験は分野統合に伴う移行期間として、3つの試験区分の中で19の技能から選択可能とします。
- 難易度は、昨年度までの試験と同程度となります。
- 実技試験のうち溶接試験について、本年度以降は他の技能同様、判断等試験（ペーパーテスト）に変更します。**※令和5年度より変更**

	機械金属加工区分	電気電子機器組立て区分	金属表面処理区分
学科試験	(1) 区分共通問題	(1) 区分共通問題	(1) 区分共通問題
	(2) 選択問題 (15技能) <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳造 ・ ダイカスト ・ 金属プレス加工 ・ 工場板金 ・ 鍛造 ・ 鉄工 ・ 機械加工 ・ 仕上げ ・ プラスチック成形 ・ 溶接 ・ 塗装 ・ 電気機器組立て ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 工業包装 	(2) 選択問題 (9技能) <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械加工 ・ 仕上げ ・ プラスチック成形 ・ 電気機器組立て ・ 電子機器組立て ・ プリント配線板製造 ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 工業包装 	(2) 選択問題 (2技能) <ul style="list-style-type: none"> ・ めっき ・ アルミニウム陽極酸化処理
実技試験	選択問題 (19技能)・・・選択技能は学科と同じ技能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳造 ・ 鍛造 ・ ダイカスト ・ 機械加工 ・ 金属プレス加工 ・ 鉄工 ・ 工場板金 ・ めっき ・ アルミニウム陽極酸化処理 ・ 仕上げ ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 電子機器組立て ・ 電気機器組立て ・ プリント配線板製造 ・ プラスチック成形 ・ 塗装 ・ 溶接 ・ 工業包装 		

製造分野特定技能1号評価試験の実施概要③

本年度より、海外試験の言語も日本語となります。また、受験料・合格証明書発行手数料の変更があります。

言語	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本語 ※令和5年度より変更
試験水準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定技能1号の試験免除となる技能実習2号修了者が受験する技能検定3級試験程度を基準とする <p>* ポータルサイトにサンプル問題も掲載しております</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p>※ 左記ページ内の下部にある「サンプル問題」を参照</p> </div>
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則として、試験日当日において、満17歳以上の外国人とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者
申込	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポータルサイトにて申込 <p>(https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_index.html)</p> <div style="text-align: right;">  </div>
受験料・合格証明書発行手数料	<p>全業務区分 ※令和5年度より変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 受験料：8,000円 ■ 合格証明書発行手数料：15,000円（2023年7月1日以降の申請（再発行含）から適用）
合否の通知方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 試験実施機関から、試験後3か月以内に、受験者全員に結果を通知する

◆製造分野特定技能 1号技能評価試験に関するご質問（1 / 2）

● 質問

海外で行う製造分野特定技能 1号評価試験についても日本語試験のみとしたのはなぜでしょうか。

● 回答

特定技能として就業する際は、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準が必要です。専門用語も日本語で覚えていただければ、製造現場で、日本人従業員の指示も理解しやすい、といった理由からです。

◆製造分野特定技能 1 号技能評価試験に関するご質問（2 / 2）

● 質問

受験料の変更はどういった理由でしょうか。

● 回答

問題の形式改正・製作費・会場費・人件費など、
作問にかかるコストが上がっていること、
また、他分野の状況も踏まえた受験料の水準を
考慮し、設定いたしました。

製造分野特定技能 2 号評価試験の概要

製造分野特定技能 2号評価試験の実施概要①

- 製造分野特定技能2号評価試験の実施概要は次表の通りです。最新情報はポータルサイトをご確認ください。

試験区分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全3区分 <table border="1" data-bbox="476 339 2001 582"> <thead> <tr> <th></th> <th>①機械金属加工区分</th> <th>②電気電子機器組立て区分</th> <th>③金属表面処理区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>含まれる技能</td> <td> 鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装 </td> <td> 機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装 </td> <td> めっき、アルミニウム陽極酸化処理 </td> </tr> </tbody> </table>		①機械金属加工区分	②電気電子機器組立て区分	③金属表面処理区分	含まれる技能	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装	機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装	めっき、アルミニウム陽極酸化処理
	①機械金属加工区分	②電気電子機器組立て区分	③金属表面処理区分						
含まれる技能	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装	機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装	めっき、アルミニウム陽極酸化処理						
試験日程・場所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金沢会場 : 2023年11月20日 (月) ■ 大阪会場 : 2023年11月20日 (月) ■ 福岡会場 : 2023年11月22日 (水) ■ 東京会場 : 2023年11月24日 (金) ■ 仙台会場 : 2023年11月27日 (月) ■ 浜松会場 : 2023年11月27日 (月) ■ 水戸会場 : 2023年11月29日 (水) ■ 名古屋会場 : 2023年11月29日 (水) ■ 岐阜会場 : 2023年11月30日 (木) ■ 広島会場 : 2023年11月30日 (木) 								
受験料・合格証明書発行手数料	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受験料 : 15,000円 ■ 合格証明書発行手数料 : 15,000円 								
申込	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポータルサイトにて申込 https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_index.html <ul style="list-style-type: none"> ※ 申込時、「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験」を証明する書類の添付が必要です。 ※ 特定技能2号評価試験は学科試験・実技試験両方の合格が必要です。 ※ 学科試験はビジネス・キャリア検定3級取得となりますので、各自こちらより申込・受験ください。 								

製造分野特定技能 2号評価試験の実施概要②

- 製造分野特定技能2号評価試験の実施概要は次表の通りです。最新情報はポータルサイトをご確認ください。

受験資格	<ul style="list-style-type: none">■ 「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における 3 年以上の実務経験を有すること」を証明する「実務経験証明書」の提出が必要です。記入いただいた書類を、申込時に提出ください。■ 実務経験証明書のダウンロード： https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_index.html#a01
試験水準	<ul style="list-style-type: none">■ 上級技能者のための試験である技能検定1級の合格水準と同等の基準
言語	<ul style="list-style-type: none">■ 日本語
試験の実施方式	<ul style="list-style-type: none">■ ペーパー試験 実技問題のみ20問
試験時間	<ul style="list-style-type: none">■ 60分間
合否の基準	<ul style="list-style-type: none">■ 正答率 60% 以上
試験結果開示	<ul style="list-style-type: none">■ 12月19日（火）【予定】
合否の通知方法	<ul style="list-style-type: none">■ 試験実施後 3 か月以内に、ポータルサイトのマイページにて結果を通知します

◆製造分野特定技能2号技能評価試験に関するご質問（1 / 3）

● 質問

特定技能2号では、日本語能力が要件にありません。
日本語試験の受験は不要ですか。

● 回答

不要です。受験者は一定程度の日本語能力がある方を想定しています。

また、特定技能2号の人材像は、将来的にリーダーとなれる方を想定しております。2号評価試験やビジネス・キャリア検定で、それに相当する日本語能力があるかどうか、は確認できるものと考えています。

◆製造分野特定技能 2 号技能評価試験に関するご質問（2 / 3）

● 質問

特定技能 1 号では、同じ区分内の技能であれば、試験不要で転職ができると認識しております。

1 号から 2 号へ移行する際の転職についてはいかがでしょうか。

特定技能外国人材が従事できる業務（業務区分）

- 現場の多能工化のニーズを受け、現場の実態に沿った制度となるよう、技能の関連性と業務の連続性を考慮し、これまで19区分に分かれていた業務区分を3区分に統合。（令和4年8月30日閣議決定）
- 本年度の試験は統合に伴う移行期間として、3つの試験区分の中で、19の技能から選択可能。

業務区分と対象となる技能	定義
<p>①機械金属加工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳造 ・ ダイカスト ・ 金属プレス加工 ・ 工場板金 ・ 鍛造 ・ 鉄工 ・ 機械加工 ・ 仕上げ ・ プラスチック成形 ・ 溶接 ・ 塗装 ・ 電気機器組立て ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 工業包装 	<p>指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事</p>
<p>②電気電子機器組立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械加工 ・ 仕上げ ・ プラスチック成形 ・ 電気機器組立て ・ 電子機器組立て ・ プリント配線板製造 ・ 機械検査 ・ 機械保全 ・ 工業包装 	<p>指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事</p>
<p>③金属表面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ めっき ・ アルミニウム陽極酸化処理 	<p>指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、表面処理等の作業に従事</p>

◆製造分野特定技能2号技能評価試験に関するご質問（2 / 3）

特定技能1号と異なる技能の受験について（以下、例）

特定技能1号

業務区分と対象となる技能

②電気電子機器組立て

- 機械加工
- 仕上げ
- プラスチック成形
- 電気機器組立て
- 電子機器組立て
- プリント配線板製造
- 機械検査
- **機械保全**
- 工業包装



特定技能2号

業務区分と対象となる技能

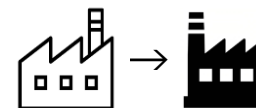
①機械金属加工

- 鋳造
- ダイカスト
- 金属プレス加工
- **工場板金**
- 鍛造
- 鉄工
- 機械加工
- 仕上げ
- プラスチック成形
- 溶接
- 塗装
- 電気機器組立て
- 機械検査
- 機械保全
- 工業包装

合格

- 特定技能1号における業務区分・技能にかかわらず、特定技能評価2号試験に合格すれば、資格取得した技能で就労可能。
- なお、受入れ事業者は、実務に係る研修やOJTをしっかりと行い、労働災害などのリスクを回避する対応が必要。

○合格すれば転職可能



◆製造分野特定技能2号技能評価試験に関するご質問（3 / 3）

● 質問

転職してきた特定技能外国人への研修実績は、どのように報告すればよいのでしょうか。

● 回答

報告は不要です。

特定技能外国人がスムーズに実務にあたるよう、事業者様にて責任を持って研修及びサポートをお願いします。

特定技能 2号への移行ルート・条件

実務経験 3年のカウント方法

製造業特定技能 2号人材在留資格取得の要件

- 2号に求める人物像は、実務経験等による熟練した技能を持ち、現場の作業者を束ねて指導、監督ができる人材です。
- 在留資格を取得するためには、2つのルートのうちいずれかの条件を満たす必要があります。どちらのルートでも、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験が必要となります。

	1:特定技能 2号評価試験ルート	2:技能検定ルート
必要要件	<p>以下 <u>3つ全て</u> を満たす必要。</p> <p>① ビジネス・キャリア検定 3級取得 (生産管理プランニング区分、生産管理オペレーション区分のいずれか)</p> <p>② 製造分野特定技能 2号評価試験の合格 (機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分、金属表面処理区分のいずれか)</p> <p>③ 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること <small>※2号評価試験の申込時に必要となります。</small></p>	<p>以下 <u>2つ全て</u> を満たす必要。</p> <p>① 技能検定 1級取得 (鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装のいずれか)</p> <p>② 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること <small>※出入国在留管理庁への届出の際に必要となります。</small></p>

◆日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験に関するご質問（1 / 3）

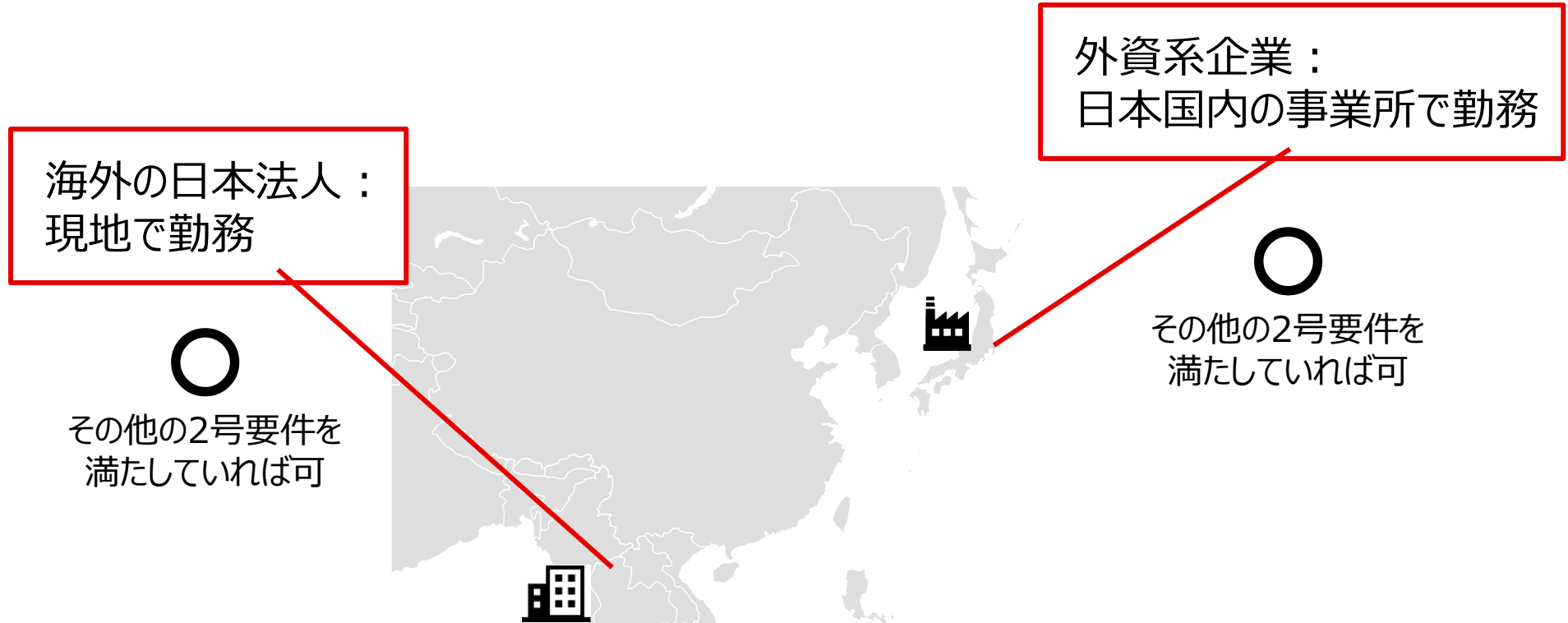
● 質問

要件に「日本国内に拠点を持つ企業」とあります。外資系企業でも日本国内に事業所があればよいのですか。

海外にある日本法人での勤務実績ではどうですか。

◆日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験に関するご質問（1 / 3）

日本国内に拠点を持つ企業」について



◆日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験に関するご質問（2 / 3）

● 質問

要件に「～製造業の現場における～」とあります。製造業といっても食品製造などは不可でしょうか。

● 回答

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類E-製造業に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験が対象です。

※ただし、「中分類09-食料品製造業」及び「中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。

◆日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験に関するご質問（3 / 3）

● 質問

要件に「～3年以上の実務経験を有すること。」
とあります。

実務経験年数のカウントについて教えてください。

◆日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験に関するご質問（3 / 3）

ケース1

1年間の実務経験の後、別の事業所で2年間の実務経験
(合算して3年以上)

1年間
A社:鉄工

2年間
B社:鉄工

3年



・事業所が異なっても、
通算で3年以上実務経験があれば要件を満たします。

◆日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験に関するご質問 (3 / 3)

ケース1

1年間の実務経験の後、別の事業所で2年間の実務経験
(合算して3年以上)

1年間
A社: 鉄工

2年間
B社: 鉄工

3年



・事業所が異なっても、
通算で3年以上実務経験があれば要件を満たします。

ケース2

1年間の実務経験の後、別の事業所で2年間の実務経験
(合算して3年以上、異なる技能)

1年間
A社: 鉄工

2年間
B社: 溶接

3年



・技能が異なっても、
通算で3年以上、製造業での実務経験があれば要件を満たします。

1年間
A社: 鉄工

2年間
B社: プラスチック
製品製造業

3年

・特定技能1号の制度対象になっていない実務経験でも、「大分類E-製造業」に当てはまる事業所での経験であれば、要件を満たします。

1年間
A社: 鉄工

2年間
B社: 建設業(溶接)

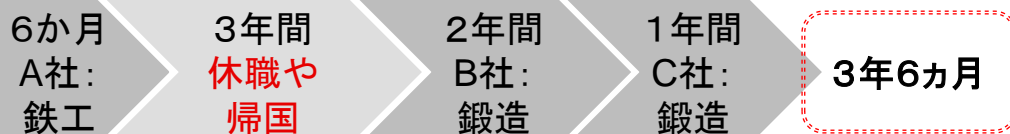
1年



・技能が該当していても、「大分類E-製造業」に当てはまらない事業所での経験は含まれません。

◆日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験に関するご質問（3 / 3）

ケース3 実務を行っていない休職や帰国期間（ブランク）がある



・休職や帰国（ブランク）の有無、期間は問いません。



・休職や帰国期間（ブランク）を除外した実務期間が3年に満たない場合は、要件を満たしません。

・会社に在籍していても、実務をしていない期間は含まれません。

◆特定技能2号取得条件・ルートに関するご質問（1 / 2）

● 質問

技能実習生から特定技能になるには、試験が免除されていました。

特定技能1号から2号になる場合、そのような措置はないのでしょうか。

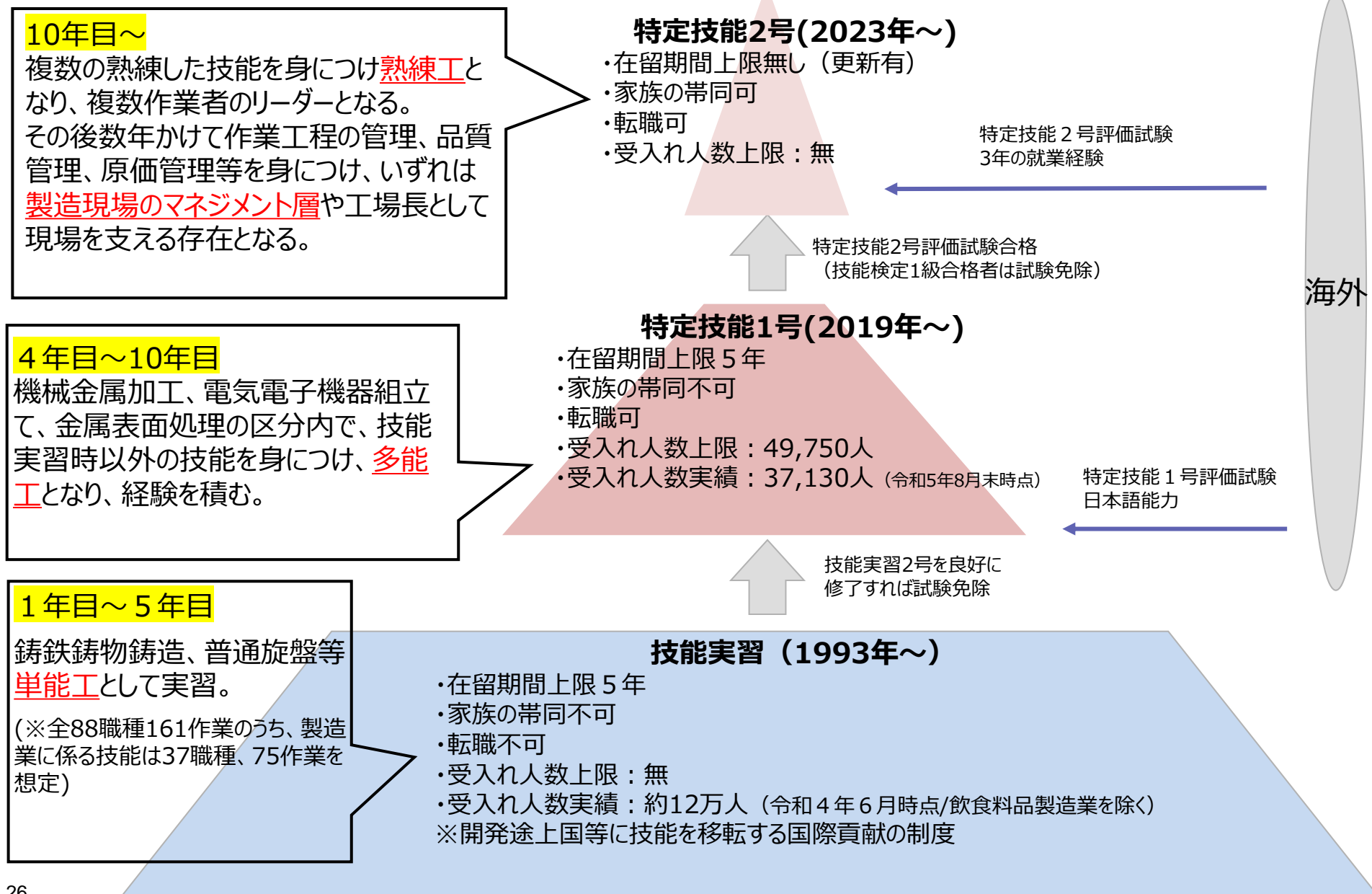
● 回答

試験免除などの措置はありません。

特定技能2号になるには、どなたも試験に合格する必要があります。

製造業での外国人材のキャリアアップイメージ

1号・2号共通



◆特定技能2号取得条件・ルートに関するご質問（2 / 2）

● 質問

3年以上の実務経験がある技能実習生で、
現在、技能実習3号で在留しています。
特定技能2号試験は、特定技能1号を満了しないと
受験できないのでしょうか。

● 回答

要件を満たせば、技能実習生でも受験可能です。
試験に合格すれば、特定技能1号を経ずに
特定技能2号の資格を取得することができます。

実務経験証明書の記載方法

◆実務経験証明書に関するご質問（1 / 5）

● 質問

実務経験証明書の書き方を教えてください。

（参考）

実務経験証明書フォーマット

https://www.sswm.go.jp/assets/files/exam_f_02/work-experience-certificate.docx

※ポータルサイトの上記URLからダウンロードしてください。

◆実務経験証明書に関するご質問（1 / 5）

● 記載例

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野 2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能 2号評価試験の試験申込に係る 2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について試験実施機関から照会があった場合には、適切に対応します。

記

申請人（受験者）の氏名・生年月日・国籍を記入
※氏名は、パスポートまたは在留カードの記載に合わせることを望ましい

1 申請人

氏名	TOKUTEI TARO
生年月日	XXXX 年 XX 月 XX 日
国籍・地域	〇〇〇

◆実務経験証明書に関するご質問（1 / 5）

● 記載例

2 実務経験	
(1) 業務内容 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務	
(2) 就業期間・就業場所	
1	就業期間：2017年6月1日～2020年3月31日 ・企業名：有限会社 METI ・本社の住所：東京都千代田区霞が関 100 ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名： ・事業所の住所： ・本社との関係： <input type="checkbox"/> 事業所 <input checked="" type="checkbox"/> 子会社・関連会社 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2	就業期間：2022年1月1日～ 就業中 ・企業名：株式会社 経済産業省 ・本社の住所：東京都千代田区霞が関 1-3-1 ※就業場所が本社と異なる場合には以下の内容も記載してください。 ・事業所名： ・事業所の住所： ・本社との関係： <input checked="" type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 子会社・関連会社 <input type="checkbox"/> その他（ ）
就業期間合計： <u>4年4か月</u>	
(2)に記載の合計期間を記載。 ※要件は3年以上	

次ページの注意事項を確認のうえ、就業期間・就業場所を記載する
※現就業だけでなく、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における就業期間すべて（必要に応じて行を追加する）

本社との関係をレ点チェックする

同名企業があるため、住所を省略せず記載

◆実務経験証明書に関するご質問（1 / 5）

● 記載例

※必要に応じ行を追加すること。

※上記（1）の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに分けて記載すること。

※「日本国内に拠点を持つ企業」とは日本国内に登録している本店又は主たる事務所等がある企業をいう。

※「製造業の現場における実務」とは日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類 E-製造業（ただし、「中分類 09-食料品製造業」及び「中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指す。

申込時点で所属する事業者にて、合計就業期間が3年以上を満たしていることを確認のうえ、必要事項を記入し署名

作成日 2023 年 XX 月 XX 日

事業者 株式会社 経済産業省

氏名又は名称 経済 良男

住 所 東京都千代田区霞が関 1-3-1

連絡先 03-1234-5678

署名は、受験者名の記載ではなく、申込時点で所属する事業者で、本資料の作成責任者が署名
※印字（打ち込み）と押印のみの書類は受付不可
必ず手書きにて記載する

経済良男

作成責任者（署名）

※複数事業所での実務経験がある場合には、申込時点で所属する事業者にて、合計就業期間が3年を満たしていることを確認のうえ、本申請書に署名をすること。

※証明事項に事実と相違がある場合、試験の合格が取り消される場合がある。

◆実務経験証明書に関するご質問（2 / 5）

● 質問

実務経験証明書の署名は誰が記載すればよいのでしょうか。企業担当者が外国籍の場合、日本語以外での記載も可能でしょうか。

● 回答

申込時点で所属している事業者の方に証明書の作成責任者となっていただきます。責任者の方の国籍は問いませんので、外国人が責任者となっても問題ありません。

◆実務経験証明書に関するご質問（3 / 5）

● 質問

現在、就業中ではないのですが、
実務経験証明書は誰に書いてもらえばよいでしょうか。
作成責任者は誰になりますか。

● 回答

直近に就業していた事業者または3年以上就業して
いた事業者に記載を依頼してください。

◆実務経験証明書に関するご質問（4 / 5）

● 質問

退職者から実務経験証明書の記載を求められた場合、作成義務はありますか。

● 回答

出入国在留管理庁の告示 第三条 第四項にて定められた条文がありますので、ご対応をお願いいたします。
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001373193.pdf>

特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

◆実務経験証明書に関するご質問（5 / 5）

● 質問

実務経験証明書は、いつまで有効でしょうか。
次回の受験時に再利用は可能でしょうか。

● 回答

過去の就業期間について証明する書類ですので、
特に期限を設けてはおりません。

学習方法（サンプル問題）について

◆学習方法（サンプル問題）に関するご質問（1 / 1）

● 質問

試験合格に向けて、

どのような勉強をすればよいでしょうか。

● 回答

特定技能1号と2号、いずれもポータルサイトでサンプル問題の公表をしております。

是非ご確認ください。

1号 https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination.html

2号 https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination.html

試験予定・申込状況について

◆試験予定・申込状況に関するご質問（1／4）

● 質問

11月の試験結果は、いつわかるのでしょうか。
またどのように案内されるのでしょうか。

● 回答

試験結果の開示は、特定技能1号・2号いずれも
12月19日（火）を予定しています。
試験申込の際に作成いただいた、
マイページからご確認いただけます。

(参考) 試験合格後の手続きについて (1号・2号共通)

試験合格後、合格証明書の発行申請が可能です。

発行申請は、2022年4月以降の試験合格者はポータルサイトのマイページより、2022年3月以前の試験合格者はメールにて、手続きが可能です。

合格証明書の発行手続き等については、ポータルサイトをご参照ください。

https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_procedure.html

合格証明書発行手数料 (15,000円) が必要です。(再発行を含む) ※令和5年度より変更



2022年4月以降合格者: マイページより情報が正しいことを確認のうえ申請ください。

2022年3月以前合格者: 発行申請の際は、以下の項目の情報をご連絡ください。

合格者の情報

- 申請者の名前、フリガナ
- 電話番号
- メールアドレス
- 受験番号
- 受験者氏名
- 受験者の生年月日
- 受験地
- 受験した試験区分国籍
- 性別

本人を証明する書類



(例)

- 日本：在留カード
- インドネシア：パスポート、KTP IDカード
- タイ：パスポート、国民IDカード
- フィリピン：パスポート、国民IDカード、UMIDカード、運転免許証
- ネパール：パスポート、国民証明書

顔写真データ



◆試験予定・申込状況に関するご質問（2／4）

● 質問

来年の試験はいつ頃、申込み開始でしょうか。
また、開催都市は11月試験と同じですか。

● 回答

来年の試験について、11月試験の結果公表後、
年内には日程や申込みの詳細をご案内する予定です。
試験日は、2024年1月下旬～2月上旬、
開催都市も、11月試験と同じく
全国10都市での開催で調整しています。

◆試験予定・申込状況に関するご質問（3 / 4）

● 質問

来年の試験の合格発表について教えてください。
在留期限がぎりぎりなので、
出入国在留管理庁への申請期間を踏まえて、
合否結果を早めに知りたいです。

● 回答

2月下旬ごろまでには結果開示できるような
スケジュールを考えております。

◆試験予定・申込状況に関するご質問（4 / 4）

● 質問

受験できる人数は限られているようですが、早いもの勝ちでしょうか。抽選でしょうか。

● 回答

お申し込み順で受付をしております。

極力受験を希望する皆様に受けていただけるよう最大限の準備をしています。